

浄化槽の適正な維持管理を！

回覧

浄化槽管理者は、浄化槽がキチンと働いているか、定期的にチェックすることが義務づけられています。

なぜやるの…… 保守点検や清掃が適正に実施され浄化槽の動きが正常に維持されているかをチェックするためです。

どこに頼めば… 指定検査機関((一社)奈良県環境保全協会)に申し込んでください。保守点検、清掃の契約を結ぶときに、検査の手続きもあわせて頼むようにすると便利です。

内容は……… 3種類の検査で浄化槽をチェックします。

外観検査	水質検査	書類検査
<ul style="list-style-type: none"> ○設置状況や設備の稼働状況 ○水の汚れ方の状況 ○悪臭の発生や消毒の実施状況 ○蚊、ハエ等の発生 	<ul style="list-style-type: none"> ○水質イオン濃度、残留塩素 ○溶存酸素量 ○亜硝酸性窒素 ○透視度 	保守点検と清掃の記録、前回検査の記録などを参考に保守点検や清掃が適正に実施されているか検査する。

(一社)奈良県環境保全協会 TEL 0745-22-5161

検査時期は…… 毎年1回です。

●法定検査とは？

年1回の定期検査は、浄化槽管理者が、浄化槽を正常な状態に維持するための清掃や保守点検をきちんと行っているかを第三者である奈良県の指定検査機関が公正中立に検査するものです。

11条検査

年に1回、保守点検、清掃の実施状況を検査



●法第11条検査手数料

人槽別	検査料金
20人以下	4,500円
21~50人	9,000円
51~100人	10,000円
101~300人	16,000円
301~500人	22,000円
500人以上	28,000円



4カ月に1回以上実施

(処理方法や処理対象人数によって回数はことなります)

保守点検

内容は……… 清掃時期の判断、フロア等の機器点検、消毒剤の充填を行います。

- 消毒剤の点検補給
- 汚泥の調整移送
- フロアの点検
- 機能の診断
- 水量・水質の測定

なぜやるの…… 浄化槽は微生物の働きによって汚水を処理する施設ですから、まさに「生き物」といえます。浄化槽の中では常に微生物が活躍しやすい状態になっているか点検する必要があります。

どこに頼めば… 保守点検の専門業者が実施します。

法定検査 (11条検査)

保守点検

清掃

の3点は、浄化槽法でその実施が義務づけられています。必ず実施くださいますようお願いいたします。

清掃

年に1回以上実施



内容は……… 浄化槽に発生した汚泥などを引き出し、調整及びこれらに伴う機器類の洗浄・掃除などの仕事です。

なぜやるの…… スカムや汚泥が過度に蓄積されると、浄化槽の機能に支障をきたし、十分な処理がなされなかったり、悪臭の発生する原因となったりします。

どこに頼めば… 清掃は、浄化槽法に基づいた技術上の基準に従っていますので、町の許可を受けている専門業者に依頼してください。

頻度は……… 年1回、全ばっ気方式の浄化槽ではおおむね6カ月に1回行ってください。

お問い合わせ先

◆法定検査(11条検査)

(一社)奈良県環境保全協会 TEL:0745-22-5161

◆清掃

生駒市清掃社 TEL:0743-70-0845

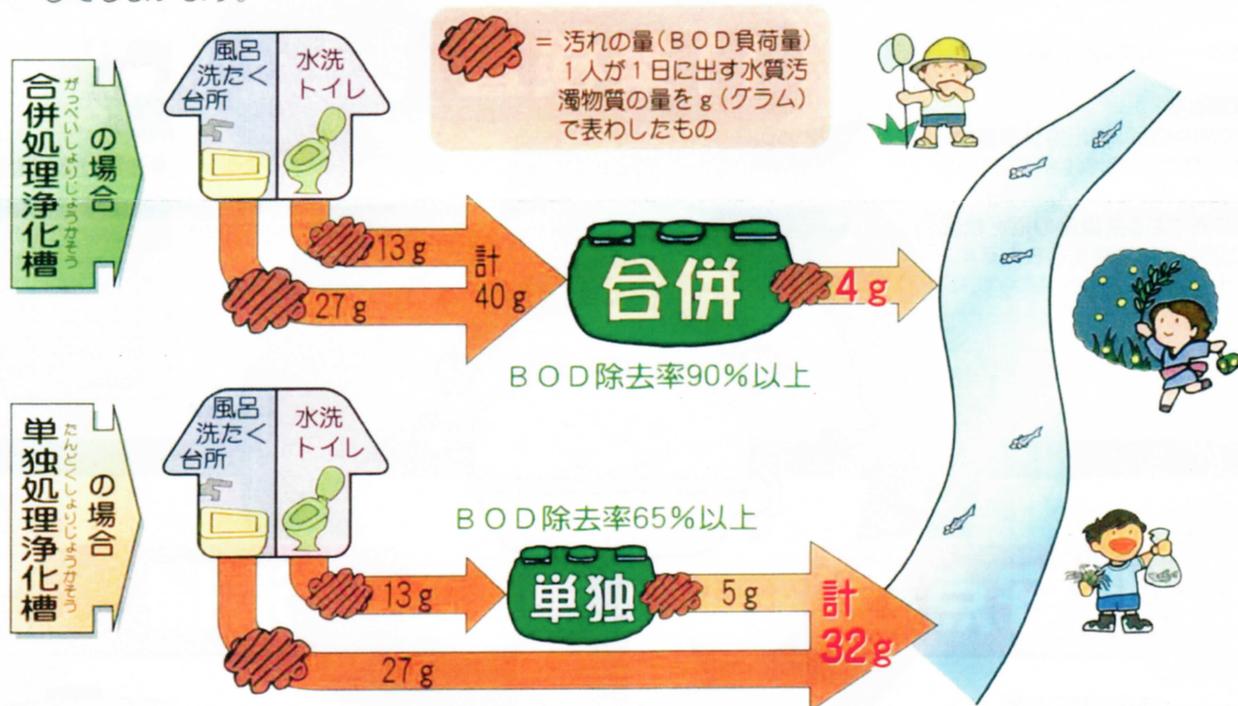
◆その他浄化槽に関する事

生駒市下水道課 TEL:0743-74-1111(524)

～ 単独浄化槽をご使用のみなさまへ ～ 単独浄化槽から合併浄化槽や下水道へ転換を！

合併処理浄化槽と単独処理浄化槽のちがい

合併処理浄化槽は家庭から出る汚れた水をきれいにしてくれますが、「単独処理浄化槽」はトイレの水だけをきれいにして、台所、洗面所、風呂場からの汚れた水は川にそのまま流してしまいます。



生活排水の一人一日あたりのBOD負荷量は40gですが、合併処理浄化槽の場合だと、10分の1の4gに減ります。単独処理浄化槽の場合は、処理された5gと処理されない27gの排水が残ります。

☆単独処理浄化槽（単独浄化槽）と合併処理浄化槽（合併浄化槽）はどちらも水洗化されているので、意識することは少ないですが、上記の理由から単独浄化槽は、くみとり世帯とともに河川水質汚濁の主原因となっています。

単独浄化槽は平成13年に新規設置が禁止になりましたが、それ以前に設置されたものが今も奈良県内で約80,000基稼働しています。

ぜひ単独浄化槽から合併浄化槽や下水道への転換をご検討
くださいますよう、よろしく申し上げます。

本市では、当面公共下水道の整備予定の無い区域で、合併処理浄化槽（通常型浄化槽、高度処理型浄化槽）を設置する家庭に対して補助金（設置補助・単独処理浄化槽の撤去補助）を交付しています。それぞれ、補助金を受けるためには所定の手続きが必要となります。

詳しくは、生駒市ホームページをご覧ください。